仕 様 書

- 1 案件名称 手帳外3点の購入
- 2 品 名 手帳外3点
- 3 内 容 別紙物品明細のとおり
- 4 納入期限 令和7年11月21日(金)
- 5 納入先 大阪市計画調整局企画振興部総務担当 (大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎7階) 電話:06-6208-7814 担当:藏本、船越

5 その他

- ① 本仕様書について定めのない事項、または、仕様書の内容について疑義が生じた事項については、必要に応じて本市担当者と協議をして定めるものとする。ただし、軽微なものについては、本市担当者の指示に従うものとする。
- ② 別紙特記仕様書を遵守すること。
- ③ 契約時に物品毎の金額の内訳が把握できる明細を提出すること。
- ④ 本仕様書について疑義のある場合は、上記「4納入先」に記載の担当に確認すること。

物品明細

品名	品質、形状、寸法	単位	数量	参考製品例					
				例①		例②		例③	
				メーカー	品番・商品コード	メーカー	品番・商品コード	メーカー	品番・商品コード
1 手帳	B5判、2026年版1月始まり、月曜始まり、週間パーティカル式、月間ブロック式、ブラック	₩	1	NOLTY	能率手帳B5月間ブロック(黒)[6126]	高橋書店	[No.94]デスクダイ アリー【黒】		「7つの習慣」 ウィークリーB6サイ ズ(ブラック)
2 手帳	B5判、2026年版1月始まり、月曜始まり、週間パーティカル式、月間ブロック式、ネイビー	₩	1	NOLTY	エクリB5バーチカル(ネイビー)[6141]	高橋書店	[No.390]T'ディレク ションダイアリー 【ネイビー】		「7つの習慣」 ウィークリーB6サイ ズ(ネイビー)
3 吊り下げ名札	クリップ式、青色ストラップ、10本入/袋	袋	3	オープン工業	NL-21-BU	CROWN	CR-NF62-BL	ソニック	NF-482-B
4 マチ付き封筒	A4用、角形 2 号、337×255×35、50枚入/箱	箱	4	JOINTEX	P602J-K2-50	CROWN	CR-HBA450	高春堂	168-60

納 期:令和7年11月21日(金)納入先:大阪市役所計画調整局企画振興部総務担当 (大阪市役所本庁舎7階)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、 大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければなら ない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域 における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排 出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン 配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法 又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の計画調整局企画振 興部総務担当(連絡先:06-6208-7811)に報告しなければならない。